

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	南知多町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.minamichita.lg.jp/main/kikaku/mynumber007.html">http://www.town.minamichita.lg.jp/main/kikaku/mynumber007.html</a>

執行機関名 南知多町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第8項 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	南知多町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱 第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について、町がその経費の一部を援助することとし、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南知多町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱